

納入告知書 領収証書 (国庫金)

年度 16 会計番号 0922 支店番号 6149 取扱庁番号 00071517 官署コード 1501010021

整理番号 2-16010494

科目コード 40530



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 元本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったとき、下記の延滞金の起算日及び利率並びに表面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含めた金額）が100円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

16年 8月24日 歳入徴収官
国土交通省大臣官房会計課長

納付期限
16年 9月10日

310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県 土木部河川課
茨城県知事 殿

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、通入代理店
(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬収入官吏

返納機関番号 00100 納付番号 1176-0400-0112-7239 控帳番号 001896

延滞金の起算日 年 月 日 延滞金の利率 年 0 % 発生延滞金 延滞金 年 月 日までに発生します。

| | | |
|---------------------------|---------------|----------------|
| 登年度 | 5月1日以降現年度歳入組入 | 上記の合計額を精収しました。 |
| 治水特別 | 会計 | |
| 国土交通省所管 | | |
| 国土交通省大臣官房 | | |
| 納付目録 | ダム勘定 | |
| 河川法第60条第1項及び第63条の規定による負担金 | | |
| 利根川ハッ場ダム | | |

内 証券受領 円

(連絡先) 03-5253-8201

証号145乙



納入告知書 領収証書 国庫金

年度 16 会計番号 0922 所屬省庁 6149 取扱庁番号 00071517 官署コード 1501010021

整理番号 2-16010505 科目コード 40530



証券受領 全部 一部

Table with columns for currency units (元, 千, 百, 十, 円) and rows for 元本, 利息, 延滞金, 合計額.

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったとき、下記の延滞金の起算日及び利率並びに裏面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含めた金額）が100円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

16年 8月24日 歳入徴収官 国土交通省大臣官房会計課長

納付期限 16年 9月10日

310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県 土木部河川課 茨城県知事 殿

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、輸入代理店 (全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬収入官吏

本納機関番号 00100 納付番号 1176-0400-0112-8235 確認番号 001896

延滞金の起算日 延滞金の利率 年 月 日 年 月 日 まで 年 月 日 まで

Table with columns for 登録年度, 治水特別, 国土交通省所管, 国土交通省大臣官房, ダム勘定, 河川法第60条第1項及び第63条の規定による負担金, 利根川八ッ場ダム(繰越分), 登録先 03-5253-8201



内 証券受領 円



納入告知書 領収証書 (国庫金)

年度 16 会計番号 0922 所管官署 6149 取扱庁番号 00071517 官署コード 1501010021

整理番号 2-16010512
科目コード 40530



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 元本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったとき、下記の延滞金の起算日及び利率並びに表面の計算方法により延滞金額計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含め金額）が100円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

6年 8月24日 歳入徴収官
国土交通省大臣官房会計課長

納付期限
16年 9月10日

310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県 土木部河川課
茨城県知事
殿

納付場所
日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店
(全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所屬歳入官邸

収納振替番号 00100 1176-0400-0112-9231 001896
納付番号 領収番号

延滞金の起算日 延滞金の利率 年 月 日までに
年 月 日 年 0 % 4 既発生延滞金 発生し得ます。

| | | |
|-----------|---------------------------------------|----------------|
| 登年度 | 5月1日以降現年度歳入組入 | 上記の合計額を納収しました。 |
| 治水特別 | 会計 | |
| 国土交通省所管 | | |
| 国土交通省大臣官房 | | |
| ダム勘定 | | |
| 納付目録 | 河川法第60条第1項及び第63条の規定による負担金 利根川湯西川ダム | |
| | (連絡先) 03-5253-8201 | |

内 証券受領
円



納入告知書 領収証書 国庫金

年度 16 会計番号 0922 所管支庁 6149 取扱庁番号 00071517 官署コード 1501010021

整理番号 2-16009920- 科目コード 40441



証券受領 全部 一部

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 元本 | | | | 5 | 9 | 3 | 8 | 3 | 3 | 7 | 5 | 0 | 0 |
| 利息 | | | | | | | | | | | | | |
| 延滞金 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計額 | | | | | | | | | | | | | |

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったとき、下記の延滞金の起算日及び利率並びに裏面の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。ただし、延滞金額（既に納付した延滞金額があるときは、その額を含め金額）が100円未満のときは、利息が付される債権に係る延滞金である場合を除き、延滞金額を納付する必要はありません。

16年 8月24日 歳入徴収官 国土交通省大臣官房会計課長

納付期限 16年 9月10日

310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県 土木部河川課 茨城県知事 殿

納付場所 日本銀行本店、支店、代埋店、歳入代理店 (全国の銀行、信用金庫の本店又は支店、郵便局) 又は所属収入官吏

| | | |
|-----------|-----------------|----------------|
| 翌年度 | 5月1日以降現年度歳入繰入 | 上記の合計額を領収しました。 |
| 治水特別 | 会計 | |
| 国土交通省所管 | | |
| 国土交通省大臣官房 | | |
| 治水勘定 | | |
| 治水事業地方負担 | | |
| 納付目的 | 河川法第60条等に基づく負担金 | |

収機関番号 00100 納付番号 1176-0400-0112-6232 控帳番号 001896

延滞金の起算日 年月日 延滞金の利率 % 元当区分 4 既発生延滞金 年 月 日までに 円以下は省略

(連絡先) 03-5253-8201

内 証券受領 円